

防衛省訓令第90号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失補償の処理に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失補償の処理に関する訓令

改正 平成28年3月31日防衛省訓令第36号  
改正 令和2年12月28日防衛省訓令第67号

(通則)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(昭和49年法律第101号。以下「法」という。)

第13条の規定に基づく損失の補償は、法第13条から第18条まで、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)第16条から第18条まで並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令

第43号。以下「省令」という。)第5条及び第6条に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(申請書の受理)

第2条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

は、法第14条第1項に規定する損失の補償を受けようとする者(以下「申請者」という。)から省令第5条第2項に規定する損失補償申請書を受理したときは、これに別記第1号様式による損失補償意見書その他参考事項を記載した資料を添え、当該市町村(特別区を含む。)の区域を管轄する地方防衛局長(東海防衛支局長を含む。以下同じ。)に送付するとともに、その写しを保有するものとする。

2 地方防衛局長は、市町村長から損失補償申請書の送付を受けたときは、遅滞なく、防衛大臣にその写しを送付するものとする。

3 地方防衛局長は、損失補償申請書に添付する補償されるべき損失の内容を証明又は説明する参考資料を次の各号に掲げるものとするよう申請者に教示するもの

とする。

( 1 ) 損失補償申請額の算定に関する資料

( 2 ) 所得額を証明するための資料又は損失を証明  
するに足る資料

( 補償調書等の作成 )

第 3 条 地方防衛局長は、市町村長から損失補償申請書の送付を受けたときは、遅滞なく、補償すべき損失の有無を調査し、補償すべき損失がないと認めるときは、損失補償申請書の内容が補償すべき損失でないことを明らかにする書類を、補償すべき損失があると認めるときは、別に定める算定基準により当該損失の補償額を算定し、別記第 2 号様式による損失補償調書を作成するものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定により補償すべき損失でないことを明らかにする書類又は損失補償調書を作成するときは、必要に応じ防衛施設地方審議会に諮問（東海防衛支局の事務に係る諮問は、近畿中部防衛局長が行う。）するものとする。

(補償調書等の送付)

第4条 地方防衛局長は、前条の規定に基づき補償すべき損失でないことを明らかにする書類又は損失補償調書を作成したときは、その写しを防衛大臣に送付するものとする。

(補償額の決定等)

第5条 防衛大臣は、地方防衛局長から補償すべき損失でないことを明らかにする書類又は損失補償調書の写しの送付を受けたときは、その内容を審査し、損失の有無及び補償額を決定し、遅滞なく、別記第3号様式による損失補償決定通知書により申請者に通知する。

この場合、防衛大臣は、損失補償決定通知書の写しを関係幕僚長等及び地方防衛局長に送付し、また損失補償調書の内容を変更した場合は、その旨地方防衛局長に通知する。

(異議の申出)

第6条 地方防衛局長は、法第15条第1項の規定に基づき申請者から省令第6条第2項に規定する異議申出

書の提出があったときは、当該異議申出書に意見を記載した書類を付し、5日以内に防衛大臣に送付するものとする。

- 2 防衛大臣は、前項の規定により異議申出書の送付を受けたときは、遅滞なく、その内容を審査の上、損失の有無及び補償額を決定し、別記第4号様式による異議申出審査決定通知書により地方防衛局長を經由して申出人に通知する。

(補償金の交付等)

第7条 地方防衛局長は、法第16条の規定により補償金を交付するときは、補償を受けるべき者から別記第5号様式による同意書を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長は、補償金を交付したときは、遅滞なく、前項に規定する同意書の写しを添付した別記第6号様式による損失補償支払完了報告書により地方協力局長に報告するとともに、別にその旨を市町村長に通知するものとする。

- 3 地方協力局長は、前項の規定による報告のあったと

きは、補償金の交付の完了について関係幕僚長等に通  
知するものとする。

(委任規定)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力  
局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第36号)

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28  
年4月1日）から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであ  
って、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこ  
の訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に  
係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月28日省訓第67号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ・ (2) (略)

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

損 失 補 償 意 見 書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿

市町村長

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第14条第2項の規定により、別添損失補償申請書に対する意見を下記のとおり進達する。

記

- 1 申 請 者  
住 所  
氏 名（名称）
- 2 損失補償申請額
- 3 市町村長の意見
- 4 その他参考事項



損 失 補 償 調 書

令和 年 月 日付けをもって提出された損失補償申請書につき、この損失補償調書を作成する。

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長  
氏 名  
調書作成者  
所属、官職  
氏 名

記

- 1 申 請 者  
住 所  
氏 名（名称）
- 2 事業の種類
- 3 申請金額
- 4 補 償 額
- 5 権利免許等種類番号
- 6 区 域
- 7 期 間
- 8 損失の原因及び状況
- 9 判 定 意 見
- 10 補償の根拠である法令条項
- 11 算出の根拠  
別紙計算書のとおり
- 12 その他参考事項

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（住所）

（氏名）

殿

防衛大臣

損 失 補 償 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって申請のあった に対する損失補償  
について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月  
以内に、書類で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。

また、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）  
第17条の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告  
として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、民事訴訟法（平成8年法律第1  
09号）に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。

記

- 1 申 請 金 額
- 2 補償決定金額
- 3 補償対象期間
- 4 決 定 理 由
- 5 その他の事項

文 書 番 号  
令和 年 月 日

（住所）

（氏名）

〔 防衛局長 殿  
東海防衛支局長 経由 〕

防衛大臣

異 議 申 出 審 査 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けをもって提出のあった に関する異議申出書を  
を審査したところ、下記のとおり決定したので通知します。

なお、本件については、 防衛局  
東海防衛支局 と連絡願います。

記

- 1 補償決定金額
- 2 補償対象期間
- 3 決定理由
- 4 その他の事項

注：この決定に係る訴えの提起については、裏面を参照のこと。

（裏面）

この決定に不服があるときは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第17条の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。

別記第5号様式（第7条関係）

同 意 書

令和 年 月 日付け第 号 損失補償決定通知書により通知を受けた損失補償金については、下記の金額及び各事項について異議なく、この金額を受領の上は、本件については今後いかなる名義によるも請求しない。

記

- 1 補償金額
- 2 補償対象期間
- 3 補償内容

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

住 所  
氏 名

文 書 番 号  
令和 年 月 日

地方協力局長 殿

防衛局長  
東海防衛支局長

損 失 補 償 支 払 完 了 報 告 書

このことについて、下記のとおり支払を完了したから報告する。

記

1 申 請 者

住 所  
氏 名

2 補 償 金 額

3 支 払 年 月 日

4 支 払 対 象 期 間